

京都市告示第 218号

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の診療障害区分を次のとおり追加しました。

令和5年7月3日

京都市長 門川大 作

医師名	診療場所	診療科目	障害区分	追加する障害区分
石井 亘	京都第二赤十字病院	外科	ぼうこう・直腸、小腸	肢体、心臓、腎臓、呼吸器、肝臓
富井 康宏	(福) 京都社会事業財団 京都桂病院	脳神経内科	視覚*、聴覚*、 平衡、音声・ 言語、そしゃ く、肢体	心臓、腎臓、呼吸器、 ぼうこう・直腸、小腸、肝臓
富井 康宏	(医) 富井医院	内科、脳神経 内科、リハビリ テーション 科、小児科	視覚*、聴覚*、 平衡、音声・ 言語、そしゃ く、肢体	心臓、腎臓、呼吸器、 ぼうこう・直腸、小腸、肝臓

*障害区分の視覚又は聴覚については、診療科目が眼科又は耳鼻咽喉科以外の場合、腫瘍や神経疾患等による視力喪失者又は聴力喪失者の診断に限る。

(地域リハビリテーション推進センター企画課)